

ZENBUTSU

# 全仏



No.  
552

仏暦2552年 9月  
[2009年]



浄瑠璃寺の彼岸花 撮影 橋本明禪師

目次

——— 論点・視点② 「ご遺族のための葬祭サービスを目指して」 松井昭憲  
「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」文を提出  
比叡山宗教サミット22周年世界平和の祈りの集い  
加盟団体をゆく 第28回 福島県仏教会  
「朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨返還に関する質問主意書」及び首相答弁書  
「救援基金」収支報告  
バチカン教皇庁諸宗教対話評議会議長来局

## 論点・視点 ②②

ご遺族のための葬祭サービスを目指して  
信頼と安心される組織であるために

全日本葬祭業協同組合連合会会長 松井 昭憲

葬儀業界は、九十年代以前の順調に推移していた時期から一転、バブル崩壊を機に大きな影響を受け、長期に渡る景気低迷に入っており、期中でも各社日々企業努力をして利益を確保しているのが実情です。また、今度の世界同時不況の影響により日々厳しさが増しているように感じられます。

今後の日本の社会動向を考えると、二〇四〇年までには死亡者は約百六十六万人と増加する一方、経済不況に加うるに核家族化や高齢者世帯による葬儀の増加や葬儀費用の下落、こだわりのない葬儀の実行に一律の拍車がかかることでしょう。私共、全日本葬祭業共同組合連合会(全葬連)所属員は「以下 所属員」、この現状を踏まえながら各社積極的に、活発に事業展開を行わなければ

なりません。元々、私共、所属員は永年、地域密着で事業をしてきた老舗の葬祭専門事業者が大半です。命の大切さや尊厳、地域のつながりを

基盤としてご遺族の立場に立った心を重視した葬儀を実施して来て、お手伝いしてきた、全葬連だと認識しております。葬祭業は許認可でないが常時稼働は四千五百社程度であると言われており、私共の組合に所属しているのは千四百三十二社になります。私共所属員以外の業者がご遺族に対して様々なトラブルを起こしたとしても、業界全体としての問題と捉えられており、私共は専門事業者の業界団体として、ご遺族に対するトラブル・クレーム、不信は解決していかなければなりません。このような問題を解決するため、また、一部の劣悪な業社と差別化を図る意味

からも、全葬連は平成十九年五月「葬祭サービスガイドライン」「以下ガイドライン」を作成いたしました。このガイドラインは、ご遺族に対して安心と信頼を提供し、業界の健全な育成・発展に寄与するために定めたものです。全葬連はご遺族に信頼と安心の葬祭サービスを提供するため以下の五本柱を中心に事業に取り組んでおります。

## ① 儀礼文化の継承

香典辞退、直葬、家族葬等、現代社会は人間関係自体が以前と比べて希薄になり地域のコミュニティが崩壊してきているように感じられます。葬儀の簡略化、そして手間暇をかけない風潮が大変強まっており、葬儀は誰のためにあるのか曖昧になっているように思われます。お葬式は家族のため、友人、知人のために行ないます。死と向かいあうことにより命の尊さを実感し人生の最後を締めくくるやり直しのきかない儀式です。人間の尊厳をしっかりと守り、次の世代へ儀礼文化の継承を伝えていかなければならないのです。現在、家族葬という小規模葬儀を商

品化する葬儀社が大変増加してきています。経営者の立場からみれば、ある種ビジネスチャンスなのかもしれませんが、業界が家族葬を積極的に推進していく必要があるのでしょうか。十年、二十年と長い目で見た場合、葬祭業界にとってマイナスには働けどプラスにはならないように感じられます。家族葬を進めることによって葬儀業界が自らの窮地となる結果になってしまったのではないのでしょうか。そもそも一人の人が人生を終えたことに対してきちりと葬儀を行なう。人間は一人では生きられず誰かしらと必ず関わりをもっています。葬儀は故人と喪家、知人、同じ職業の人々、社会に対して区切りをつけ、最後の別れのための重要な場です。大切にすべき儀式の中で命のつながりや大切さを本来実感すべきでしょう。不景気や背景に人間の扱いを簡略に済ませてしまふ直葬が頻繁に行われることになったのかもしれない。

業界団体として目先の利益を追求するだけではなく、長い目で業界全体の発展を考えることも必要だと思っております。また、社会において



全葬連との懇談会

我々葬祭業社はしつかりと地域に根ざして行動し、様々な地域貢献・奉仕協力することによって信頼を得ることが重要です。今後業界団体としても儀礼文化を明確な形で継承していかなければならないと思っております。

## ②葬祭サービスガイドラインの推進

近年、マスクミ等による葬祭サービスに係る消費者トラブルや苦情が報道されており、葬祭事業者の信頼性が問われております。平成十八年六月には独立行政法人国民生活センターから「増加する葬儀サービスのトラブル」報道発表資料が公表さ

れ、一般的に消費者が葬儀を行う場合、遺族は短期間のうち葬儀社の選択を迫られることが多く、価格やサービス内容について事前の情報提供が十分にされることが重要になってくるとの結果報告がなされておりました。この事前に葬儀についての情報を開示して、葬儀内容を知っていただき、葬儀価格も納得のいくよう明瞭にしなければなりません。事後のいろいろの相談ごとにも明確にしなければなりません。「葬祭サービスガイドライン」を遵守することにより、事業者の信頼と業界の健全な発展を目的としております。自己利益のみを追いかける消費者目線のないう業者との差別化を図る意味からも、「ガイドライン」を推進していかなければなりません。経営者とはより従業員のものも含めて、遵守するよう周知徹底を図っているところ

## ③対外広報の推進

「ガイドライン」ではわかりやす

い価格表、見積書、請求書に見直し改善を図り、一般消費者に対して私たち全葬連は安心・信頼できる業者であることをPRしなければなりません。また、消費者に対してガイドラインを分かりやすく解説した「葬祭サービスを利用される皆様へ」わたしたちの誓い」を平成二十一年一月に作成いたしました。この「わたしたちの誓い」は、組合ごとに裏面には事業者名簿を掲載し何かご相談したい時はいつでもできるよう作成されております。この資料を使用して消費者懇談会を各ブロック、各単組、各所属員が開催し、一般消費者に対して安心と信頼できる業社であると周知することが必要です。また、今後は事前相談所・テレホン相談等にも取り組み、一般消費者、マスクミ、自治体等にも常に情報発信をしていく必要があります。所属員は、信頼と安心ができる葬祭専門事業者としてブランド化をしていかなければなりません。なお、社会的使命として各自治体との災害時業務協力協定の締結推進も積極的に図っており、いつ起こるとも限らない大規模災害に対しては緊急時の支援マニ

ユアルを定めております。一九九五年の阪神淡路大震災や九三年の北海道南西沖地震等では、ご遺体の保全・安置等の支援活動も行ってきました。全葬連としてこのような活動についても情報発信し業界全体の社会的信頼を獲得していかなければなりません。

## ④人材育成による資質の向上

地域社会で活動する我々は日常における生活態度、姿勢に留意し、企業活動の支持を地域社会より得ることが重要です。また、他のサービス業にはない気遣いや技術が要求されることから、より高いレベルでの施行・サービス品質が重要です。葬祭業は公的品格が強いゆえに常に奉仕貢献の心を堅持しなければなりません。「通夜」「葬儀」という「式」への配慮だけでなく、グリーンケア(深い悲しみをケアする)、死別後の遺族をサポートすることもこれからは重要になってくるでしょう。葬祭サービスの従事者の質的向上、人材育成が業界的な命題となるでしょう。消費者がより質の高いサービスの提供を受け、多くの満足が得られる

為、サービス内容品目の提供を取り揃えることや事前情報提供により、わかりやすく内容説明をすることは大切です。また、人材育成のひとつ指標の役割として葬祭ディレクター資格によって優秀な人材育成も重要でしょう。

### ⑤ 組織力の強化

新しく富山県葬祭業協同組合の加入が予定され、五十七協同組合千四百三十二社の所属員となります。業界全体で見れば葬祭事業者数は約四千五百社として約三十二%の組織率が現状です。全国組織の観点からも茨城県、静岡県のみ加入県に対して組織化に向けて迅速な対応をしなければなりません。この厳しい時代こそ力を合わせ活動する協同組合精神が威力を発揮するはずですし、組織力を強化することによりよい葬送文化の形成が行われていくと信じております。

以上の五本柱を中心に全葬連は事業に取組んでおります。しかしながら私共の葬祭業界で行うことは限りがあります。あくまで葬儀は宗教者

が中心となつて行なわれるべきものであり、特に日本は仏教が中心として葬送文化が形成されております。しかし、現代社会は香典辞退、直葬、家族葬等からみてもわかるように人間関係が大変希薄となり地域コミュニティが崩れ手間隙のかかることを省略することになっていきます。

死と向かいあうことにより命の尊さを実感し人生の最後を締めくくるやり直しのきかない儀式が葬儀だと思っております。一人の人が人生を終えたことに対して葬儀を行なう。故人と喪家、知人友人とのお別れの重要な場です。後世に人間の命の尊さや、尊厳をしっかりと守り、次の世代へ儀礼文化の継承を伝えていかなければならないのです。全日本仏教会様と私共、全日本葬祭業協同組合連合会は共同歩調でこのような現代の問題に取組んでいきたいと思っております。今後ともご指導いただけましたら大変ありがたく存じます。

### 全葬連全国加盟組合一覧

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 北海道葬祭業協同組合         | 北摂葬祭業協同組合     |
| 青森県葬祭業協同組合         | 奈良県葬祭業協同組合    |
| 岩手県葬祭業協同組合         | きのくに葬祭業協同組合   |
| 宮城県葬祭業協同組合         | 阪神葬祭業協同組合     |
| 秋田県葬祭業協同組合         | 神戸葬祭業協同組合     |
| 山形県葬祭業協同組合         | 兵庫県葬祭業協同組合連合会 |
| 福島県葬祭業協同組合         | 鳥取県葬祭業協同組合    |
| 新潟県葬祭業協同組合         | 岡山県葬祭業協同組合    |
| 長野県葬祭業協同組合         | 岡山県霊柩葬祭業協同組合  |
| 栃木県葬祭業協同組合         | 広島県式業協同組合     |
| 群馬県葬祭業協同組合         | 島根県葬祭業協同組合    |
| 埼玉県葬祭業協同組合         | 山口県霊柩葬祭業協同組合  |
| 千葉中央葬祭業協同組合        | 徳島県中央葬祭業協同組合  |
| 東京都葬祭業協同組合         | 香川県葬祭業協同組合    |
| 東武葬祭業協同組合          | 愛媛県葬祭業協同組合    |
| 山手葬祭業協同組合          | 高知県葬祭業協同組合    |
| 東都聖典協同組合           | 福岡県遠賀葬祭業協同組合  |
| 東京都摩多葬祭業協同組合       | 福岡県葬祭業協同組合    |
| 神奈川県葬祭業協同組合        | 北九州葬祭業協同組合    |
| 山梨県葬祭業協同組合         | 佐賀県葬祭業協同組合    |
| 石川県葬祭業協同組合         | 長崎県葬祭業協同組合    |
| 富山県葬祭業協同組合(近日加入予定) | 熊本県葬祭業協同組合    |
| 福井県葬祭業協同組合         | 大分県葬祭業協同組合    |
| 岐阜県葬祭業協同組合         | 宮崎県葬祭業協同組合    |
| 名古屋葬祭業協同組合         | 鹿児島県葬祭業協同組合   |
| 愛知県葬祭業協同組合         | 協同組合全沖縄葬祭業    |
| 三重県葬祭業協同組合         |               |
| 滋賀県葬祭業協同組合         |               |
| 京都中央葬祭業協同組合        |               |
| 大阪葬祭業協同組合          |               |
- 大阪市規格葬儀指定店事業協同組合  
 北摂葬祭業協同組合  
 奈良県葬祭業協同組合  
 きのくに葬祭業協同組合  
 阪神葬祭業協同組合  
 神戸葬祭業協同組合  
 兵庫県葬祭業協同組合連合会  
 鳥取県葬祭業協同組合  
 岡山県葬祭業協同組合  
 岡山県霊柩葬祭業協同組合  
 広島県式業協同組合  
 島根県葬祭業協同組合  
 山口県霊柩葬祭業協同組合  
 徳島県中央葬祭業協同組合  
 香川県葬祭業協同組合  
 愛媛県葬祭業協同組合  
 高知県葬祭業協同組合  
 福岡県遠賀葬祭業協同組合  
 福岡県葬祭業協同組合  
 北九州葬祭業協同組合  
 佐賀県葬祭業協同組合  
 長崎県葬祭業協同組合  
 熊本県葬祭業協同組合  
 大分県葬祭業協同組合  
 宮崎県葬祭業協同組合  
 鹿児島県葬祭業協同組合  
 協同組合全沖縄葬祭業
- 全葬連葬祭サービスガイドライン  
 問い合わせ先ホームページ  
<http://www.zensoren.or.jp/>

## 首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請文を提出

本会は、憲法の定める「信教の自由・政教分離」の原則に従い、「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」文を、七月二十四日提出いたしました。麻生太郎内閣総理大臣宛の「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」文は、首相官邸において本会の深澤信善事務総長及び深真樹社会人権審議会副委員長が浅野勝人内閣官房副長官へ手交いたしました。

### 首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請

本会は、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、反対の意志を表明し、公式参拝中止を要請いたします。

靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることが明白であります。

抛って、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由・政教分離」の原則に違反することは疑いの余地がございません。

最高裁判所は、靖国神社等への公金支出が、金額の多寡を問わず憲法違反に当たるといふ、明確な判断を示しております。

私たちは、戦後六十四年のあいだ日本国民が守り育ててきたこれらの憲法の規定こそが、今日の日本の平和と繁栄の礎となっていることを、改めて確認し伝えていきたいと思っております。

戦没者の追悼は、国家が特定の宗教に関わって行うべきものではなく、各ご遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものであることは、当然のことです。

以上の理由から本会は、首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝をなされないよう、強く要請いたします。

二〇〇九年七月二十四日

財団法人 全日本仏教会

理事長 豊原大成

内閣総理大臣

麻生太郎 殿

## 比叡山宗教サミット二十二周年

### 世界平和祈りの集い

八月四日、「世界平和祈りの集い」が滋賀県大津市の比叡山延暦寺で開催され、約千人が参集。本会より深澤信善事務総長が参列した。

比叡山宗教サミットは、宗教・宗派を超えて宗教者が集い、平和の祈りを捧げる行事であり、天台青少年比叡山の集いも同時に開催されている。壇上には地球を模した直径約一・五メートルの球体が置かれ、式中、青少年研修生たちが折り鶴を投じた。

般若心経等による法楽の後、半田孝淳天台座主により平和祈願文が読み上げられた。文中で米岡オバマ大統領が核兵器廃絶を目指す」と声明を発したことに触れ、「核のない平和世界実現に一筋の希望の光明となる」と語った。

その後、仏教、キリスト教、イスラム教、神道、新宗教など各団体からの代表が壇上へ登り、「平和の鐘」の音が響く中、参加者全員起立にて黙祷が捧げられた。

その後、バチカンの教皇庁諸宗教対話評議会議長のジャン・ルイ・トーラン枢機卿は、キリスト教

における人間の四つの重要な精神について語った後「祈り」を重要な要素に加えたいと語った。  
(関連記事十二面)

海外からのメッセージとしてWFB(世界仏教徒連盟)パン・ワナメッティー会長の祝辞をパロップ・タイアリー事務総長が代読。

青少年会からユニセフへの寄付金委託、「平和の合い言葉」唱和の後に閉会。レセプション会場の天津プリンスホテルへ移動した。

レセプションでは、深澤信善事務総長が祝辞を述べ、第二十四回世界仏教徒会議等を通じての各宗教者の連携の重要性を訴えた。和やかな雰囲気の中、閉会となった。



壇上で黙祷を捧げる各宗教者代表

# 加盟団体をゆく

## 《第二十八回》福島県仏教会

今回は福島県仏教会の横山俊邦会長、阿部泰志事務局長、豊島宗樹事務局員にお話を伺いました。



横山俊邦会長（左）阿部泰志事務局長（右）豊島宗樹事務局員（中央）

―貴団体の活動で、継続的に、また特に力を入れていらっしゃる点についてお聞かせ下さい。

福島県仏教会は、約千ヶ寺（二十五宗派と八つの都市仏教会）が加盟しております。設立してからまだ十四年程度ですが、さまざま活動継続的に行っているよ

うに鋭意努力を続けております。

現在の取り組みとしては、仏跡参拝等の海外研修を年一回、会員を対象に実施しております。また、研修会を開催し、地域の情報交換を活発に行っております。過疎による人口減少の影響を危ぶむ声も多く、仏教会も各寺院も危機感を抱いております。研修会他の活動を通じ、交流を促進して寺院と檀信徒の繋がりが、檀信徒同士の横の連携を深めるよう努めております。

また、県仏教会を運営するにあたり、経済的な基盤も非常に重要です。関連業界の企業を中心として、三十六社に賛助会員に加入頂き、財政的なバックアップを頂いております。今後も協力企業を募集していき、県仏教会として幅広い活動が行えればと思っております。

その他の活動としては、福島県内の神社庁及び新日本宗教連合会（新宗連）と、昨今の家庭崩壊の問題に関して宗教界がいかに取り組むべきか協議を行っており、そうした情報を各寺院にフィードバックしていったら、と思っております。

―今後の仏教会のあり方について、指針をお聞かせ下さい。

仏教界には古来から、金銭のことを表立って論ずることは、タブー視されてきたように思います。各宗門の関係する仏教系大学の僧侶を養成する学部においても寺院の基盤となる、寺院経済学のよ

うな専門的なカリキュラムはほとんど見られません。こうした経済に関する知識の不足や欠如が様々な問題を引き起こしています。「焚くだけは風がもてる落ち葉かな」という思想も結構なのですが、教化と一体をなす経済について、教団としてもっと真剣に対応しないと地方の寺院崩壊は更に深刻化すると思います。

地方経済は予想以上に疲弊していますが、それは構造上の問題も抱えており、回復をより困難にしています。

そうした中で、いま寺院の社会性、公益性を高めるために、様々な試みがなされています。イベント、ホスピス、カウンセリング等業界紙やマスコミに報道されていますが、これも限られた方の能力技量によるもので、寺院に一般化できるものではありません。

職業が専門化、細分化する中で僧侶の情熱と付け焼き刃的な学習では対応することは難しいと思います。新時代における寺院の新しいメニューとして取り上げるならば個人任せにしないで、仏教系大学各宗派において人材育成の制度をより積極的に開設し、財政支援を計る必要があります。

地方のご住職が保護司、民生委員、教誨師、調停委員等の公職に数多く従事し活躍されておりますことはまことにありがたいことだと思いますが、若いうちにこうした専門的な教育を施し、人材の育

成が実現できれば、将来における新しい寺院力として期待できるのではないのでしょうか。

一方、現代の寺院経済の基盤を支えているのは葬儀であり、その葬儀が今揺らぎ始めています。伝承文化崩壊の始まり、遺族側の経済的事情によるもの等さまざまな理由が指摘されていますが、その原因の一端は我々僧侶にもあったのではないのでしょうか。

昨今の「葬式坊主」などという蔑称は僧侶を軽視する風潮から出てきたものでしょう。若い僧侶の中にも、葬式だけやっているようでは駄目だと思いついている方も多くいらっしゃるようですが、葬儀は故人にとつては人生最後の締めくくりであり、遺族にとつてもかけがえのない儀式であることは論を持たないところです。

その式の中にあつて、生き死にに対する意味や重みにそれぞれが思いを致し、遺族や参列者にどれだけ深い感銘を与えることができただかが問われています。布施の額だけが論じられ、問題視されてい

るようでは情けないと思うのです。

特に若い世代の僧侶の方々は葬儀パブルの時代とはまったく違った少子・高齢・過疎といった厳しい時代にあつても動じない確かな信念を築いていただきたいと思います。

仏教界は今まで述べてきた事柄などに対する確かな指針と方策を示していくべきだと痛感しています。

―昨今の様々な社会問題について、感じていらっしゃる思いをお聞かせ下さい。

人間は人間の子として生まれたから人間になるのではなく、一定の環境や教育によつて人間として成長していきます。

家庭の崩壊や歪みが子どもたちと与える悪影響は計り知れませんが、そして様々な犯罪の要因ともなっています。また拝金主義が横行しお金さえあればいいという人が増え、経済事犯が後を絶ちません。

一方では生きることの意味がつかめないまま自暴自棄の人生を送

つてしまう人も増え続けています。

こうした原因の一つは、子どもの頃宗教的な教育を受けたり、宗教学に参加する機会がほとんどなく、その結果神仏や先祖に対する畏怖の念が育たなかった事によると指摘されています。

友達関係になつてしまった親子の間には人間教育の限界を感じます。

「誰も見ていなくても仏様が見ていますよ。」というおばあちゃん言葉や、お仏壇に話しかけている親たちの姿は子や孫たちに生涯を生き抜いていくための様々な精神力を育んできました。そして、このような日常的な暮らしの中で、教育が行われていました。

現代社会にあつても家庭をととのえ、地についた確かな人間教育を施していくことが、もつとも重要視されていくべきだと思います。そのためにも、お寺は檀信徒をはじめ地域に教化を尽くし、過疎化に歯止めのかからない社会にあつては、住民の連帯をさらに深

めていくことが望まれています。

一方、都会に流失していった人々に対しては、文書伝道、インターネットなどを通じて、様々な情報を発信して、ふるさとの暖かさや思いを伝え、核家族の家庭教育の一助になることを期待したいと思つています。

―(財)全日本仏教会へのご要望やご意見がありましたらお聞かせ下さい。

一番期待したいのは各宗派、各仏教会の情報提供です。窮地の中で様々な問題に取り組んでおられる団体や寺院の現状は大いに参考になると思います。

また、都道府県仏教会代表者会議で開催されたような、財務に関するセミナー等は非常に役立ちます。更に機関紙などにより、各種情報や実務的なアドバイスも今後提供いただければ、全日本仏教会と各仏教会の繋がりがより強固なものになっていくのではないのでしょうか。

## 朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する 質問主意書の提出及び内閣総理大臣答弁書について

七月八日(水)、民主党参議院議員藤谷光信氏(本会推薦議員)は、「朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する質問主意書」を江田五月参議院議長に提出。深澤信善本会事務総長は藤谷議員とともに、江田参議院議長に主意説明のために議長室を訪れました。

その後、七月十七日に内閣総理大臣答弁書が送付されました。以下に全文を掲載いたします。

質問第二二八号

朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年七月七日

藤谷 光信

参議院議長 江田 五月 殿

朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する質問主意書

平成十六年十二月開催の日韓首脳会談において、韓国側から、朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還についての協力の要請がなされ、それに基づき朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨返還の取り組みについて、政府より全国の宗教団体・地方自治体・民間企業へ情報提供の要請が行われた。

仏教界に関しては、平成十七年六月、文化庁が内閣官房、外務省及び厚生労働省の「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨についての情報提供のお願いについて(依頼)」を国内伝統仏教宗派と都道府県仏教会が加盟する財団法人全日本仏教会(以下「全仏」という。)へ送付し、平行して各省庁の担当者が直接依頼に訪れ、具体的な進め方や協力態勢についての協議を行った。

同年七月二十二日、それを受けて全仏が提唱する人権・平和への取り組みの一環として、加盟団体へ「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨についての情報提供のお願いについて(依頼)」を回送、加盟団体の宗報などの機関誌、並び

にホームページ等へ掲載するなどの広報活動や各寺院への協力要請を行い、あわせて各省庁の意向を伝えた。

その後、全仏の加盟団体は広報・調査経費等を各団体が負担するとともに、加盟団体とその傘下の各寺院の協力も得て調査に協力し、平成十八年十一月二十日に第一回の遺骨所在情報の取りまとめをして以来、本年四月八日まで九回遺骨の所在情報を取りまとめ、厚生労働省職業安定局総務課人道調査室へ提供し(現在も新たに判明したものについて継続的に情報提供を行っている)、その後、遺骨の所在情報に基づき同調査室による各地の寺院へ実態調査及び実地調査が行われている。

遺骨の実地調査の目的は、遺族が判明した遺骨や、遺族が不明な遺骨の返還を円滑に進める為とされるが、かなり詳しい情報提供も有ることから、既に遺族が判明しているケースも有るはずであり、また、何度か日韓の政府間協議も行われているにもかかわらず、現在に至るまで遺骨は一体も返還されていない。

また、全仏へはある程度の経過報告がなされている様だが、情報内容の開示に対しての縛りもあり、全仏としては、調査に協力を得た依頼先や全国の寺院等へ、十分に進捗を説明出来ない状況のまま現在に至っていると聞く。

また、人道的立場から調査に協力をした協力団体と全国各地の寺院は、日韓両政府および関係団体とも連携のうえで、最大限の敬意をもって現在も遺骨返還に積極的に協力しているにもかかわらず、国としてこれらの遺骨返還に協力している各団体に対し、返還への具体的な方向性やタイムスケジュールなどを十分に示しているとも言えない。

よって、朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨返還について、以下質問する。

一 現在まで宗教団体・地方自治体・民間企業などから情報提供を受けた遺骨の数と、情報提供により身元や遺族が判明した遺骨等の数などをなるべく詳しく示されたい。

また、その返還についての方向性・具体的手順・タイムスケジュールなどを示されたい。

二 この案件に関して、文化庁、内閣官房、外務省、厚生労働省の各省庁の役割分担を示されたい。

三 何度か関係省庁における連絡会議が開催されたと思われるが、その内容を明らかにされたい。

四 日韓両国政府間において返還に向けた政府間協議が行われているが、いま

だ遺骨が一体も返還に至っていないことについてその理由と今後の見通しを示されたい。

特に、遺族が判明しているものが有るのか無いのか、もし有るのならばそれらに対して遺族から返還要求が有るのか無いのかも示されたい。

五 返還の方針として、まず身元が判明したものを遺族に返還し、不明なものはその後に対応する予定であると聞くが、現段階で既に情報が少ないため遺族への返還が無理と判断せざるを得ないものも多く有ると聞く。

遺族が見つからない遺骨はどう対応するのか、また、その対応は日韓の協議によって同意されているのかを明らかにされたい。

また、遺族が見つからない遺骨に対応する時期はいつを目処に考えているのか示されたい。

六 平成十六年の日韓首脳会談から五年近くが経過しようとしているが、今まで協力を得た各関係団体・寺院などに対して国として感謝の気持ちを正式に表した事はなく、また正式に中間報告がなされた事もない。

この際、今後も各団体の協力を得る為にも、一つの区切りとして、国内で協力を得た各関係方面に対して文章にて感謝の気持ちを込め「中間報告」を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

答弁書第二二八号

内閣参質一七一第二二八号

平成二十一年七月十七日

参議院議長 江田五月 殿

内閣総理大臣 麻生太郎

参議院議員藤谷光信君提出朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤谷光信君提出朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨問題に関する質問に対する答弁書

一、四及び五について

宗教団体、地方公共団体及び民間企業から現在までに情報提供を受けた、徴用された朝鮮半島出身者等の遺骨の数については、内容を確認中のものを除き、それぞれ千七百七十二体、千九百九十四体及び百四十七体であり、重複分を除いた合計数は二千三百四十六体であるが、韓国側から提供された情報に基づくその他の詳細については、韓国側との関係もあり、現時点で明らかにすることは差し控えたい。

現在、日韓両国政府間で、徴用された朝鮮半島出身者等の遺骨の返還に向けた作業を行っているところであり、返還の具体的な時期やその目途については確定していないが、今後、可能な限り迅速に御遺族に返還できるよう、韓国政府との調整を含め対応していく考えである。

二及び三について

平成十七年四月、関係省庁による協議を行い、文化庁においては宗教団体との連絡、外務省においては外国政府との連絡調整、徴用者雇用企業等からの遺骨の所在に関する情報収集並びに遺骨の返還及び慰霊、厚生労働省においては地方公共団体及び宗教団体からの遺骨の所在に関する情報収集、遺骨の実地調査並びに返還される遺骨の収集及び保管、内閣官房においてはこれら関係省庁間の連絡調整を行うこととしている。

また、地方公共団体及び宗教団体に対する情報提供依頼、韓国政府との協議等を行うに当たり、必要に応じ関係省庁による会議を行っているほか、実地調査の状況等について、関係省庁の間で適宜情報交換を行っている。

六について

遺骨調査における国内関係者の協力には深く感謝しているところであり、協力をいただいている関係団体等に対し、遺骨調査の進捗状況等について、文書で伝達したいと考えている。

掲載の質問主意書及び答弁書は、参議院ホームページでも全文がご覧頂けます。

<http://www.sangin.go.jp/>

## 平成二十年度 特別会計「救援基金」収支報告

本会では、二〇〇三年十二月二十六日発生のイラン南東部大地震を契機に、湾岸戦争およびバングラディッシュ難民救援の残金をもとに、恒常的かつ緊急の対応を図るべく「救援基金」を設置しております。

毎年、国内外において、未曾有の自然災害により、多数の方が被災し、言い知れぬ不安な毎日をごさされています。

皆様からお寄せいただいた貴重な浄財は救援活動ならびに人道的支援活動を行う支援団体等へ寄託させていただきます。

ご寄付いただいた各位に対し衷心より御礼申し上げますとともに、ひきつづきご協賛のほど宜しくお願い申し上げます。

※救援金の送付先

【郵便振替】

口座番号

001109704834

口座名義 全日本仏教会救援基金

\*銀行へのお振り込みをご希望の方はお問合せください。

担当 財務部

03・3437・9275(代)

## 平成20年度特別会計「救援基金」収支報告書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

### 【収入の部】

#### 1. 協賛金

(1) 指定なし	28件	¥ 5,850,187
(2) ミャンマー・サイクロン被災者救援	52件	¥ 11,470,696
(3) 中国・四川大地震被災者救援	40件	¥ 6,872,199
(4) 岩手・宮城内陸地震被災者救援	7件	¥ 1,561,963

2. 雑収入（預金利息） ¥ 114,500

合 計 ¥ 25,869,545

### 【支出の部】

1. ミャンマー・サイクロン被災者救援	¥ 11,843,969
2. 中国・四川大地震被災者救援	¥ 6,566,171
3. 岩手・宮城内陸地震被災者救援	¥ 1,000,000
4. インド・ビハール州洪水救援	¥ 1,000,000
5. WFB（世界仏教徒連盟）人道支援基金	¥ 500,000
6. 諸経費（振込手数料等）	¥ 84,000

合 計 ¥ 20,994,140

平成20年度収支差額 ¥ 4,875,405

前年度繰越金 ¥ 26,761,124

次年度繰越金 ¥ 31,636,529

### 美と技を極めたお浄土の世界 はせがわ銀座本店

銀座本店の1階「やすらぎの空間」は光と漆に包まれた空間で、お線香や念珠、ローソクをゆっくりとお選びいただけます。2階「癒しの空間」では洗練された光の空間に金仏壇、唐木や新しいスタイルに適したお仏壇をご紹介します。ご相談コーナーは、霊園・墓石のご相談等、ご供養について承ります。6階には HASEGAWA MUSEUMを併設。我が国至高の美術工芸品をご堪能いただけます。「お仏壇のはせがわ」銀座本店は銀座一丁目・中央通り沿いにご 있습니다。



東京都中央区銀座1-7-6 銀座河合ビル1・2・6階  
営業時間 11:00～19:00 不定休

0120-58-7676

お仏壇のはせがわ 銀座本店

### 全日本仏教会「賛助会員」 入会者一覧

(七月十一日～八月十日)

#### 【団体会員】

神奈川県葬祭業協同組合

#### 【個人会員】

小宮山洋子（民主党 衆議院議員）

（敬称略）

ご入会誠にありがとうございます。引き続き、皆様のご入会をお待ちしております。

本会ホームページから賛助会員要綱・申込書などを閲覧・プリントアウトできます。

<http://www.jbfn.jp>

#### 全国のご寺院にお願い

個人の入会にあたっては、入会希望者の菩提寺の推薦を頂くことになりました。加盟団体傘下の各ご寺院の皆様にはご負担をおかけいたしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

# 事務総局録事

七月(十一〜三十一日)

十六日▼「鷲尾悦也氏の叙勲を祝う会」出席(グランドハイアット東京)

二十一日▼関西支局運営委員会・局内会議(妙心寺退蔵院)

二十二日▼藤谷光信参議院議員秘書 脊尾氏来局

二十四日▼社会人権審議会(社会部会)

▼「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」書を提出(八頁参照)

二十八日▼局内会議

▼ブッダ・ブミ仏教センター 比丘二名来局

二十九日▼全日本仏教青年会 宮寺守正理事長就任祝賀会出席(グランドプリンスホテル赤坂)

三十日▼BNN企画委員会出席(庭野平和財団事務所)

三十一日▼事務総局連絡会議(品川インターシティ)

八月(一〜十日)

三日▼バチカン教皇庁諸宗教対話評議会議長ジャン・ルイ・トーラン枢機卿一行来局

四日▼比叡山宗教サミット二十二年周年「世界平和の祈りの集い」出席(比叡山延暦寺)

▼全日本仏教徒会議栃木大会 総務部会出席(栃木県仏教会事務局)

五日▼同和・人権問題連絡協議会 打合せ(国立療養所 多磨全生園)

六日▼WFBパロップ事務総長来局 打合せ

七日▼記念誌編纂部会

▼民主党事務局 朝賀氏来局

▼朝日ビジネスソリユーション来局

訂正  
前号(五五一号)十七頁、常務理事に誤りがありました。

誤 服部 融宣  
正 庄野 光昭  
関係各位に心よりお詫び申し上げます。

## 本会の事業をご理解頂くために

既に加盟団体各位には案内状を送付致しておりますが、本会事業説明の為に、加盟団体へ事務総局員を派遣しております。事業説明資料・派遣費等は本会が負担いたします。宗会或は総会の開催等にお時間を頂きたく、何卒宜しくお願い致します。

詳細は左記まで

全日本仏教会 総務部

電話 03-3437-9275

FAX 03-3437-3260

## 事業説明派遣先

曹洞宗務庁 東京都仏教連合会

天台宗務庁 長崎県仏教連合会

日蓮宗務院 滋賀県仏教会

## 機関誌「全仏」広告募集のお知らせ

機関誌「全仏」は、月刊一万部発行され、全日本仏教会加盟団体・各地の寺院の方に購読されております。(年十回発行)

広告掲載ご希望の方は、左記全日本仏教会事務総局までお問い合わせ下さい。

※掲載内容により、若干の変更を、お願ひする場合がございます。ご了承下さい。

全日本仏教会 広報文化部

電話 03-3437-9275

FAX 03-3437-3260

Email kouho@jbfne.jp

## 表紙写真について

今号より、表紙写真を橋本明禪副会長にご提供頂いております。

橋本明禪副会長は、日本及び世界の寺院・仏跡・風景を撮影し、個展の開催や写真集「霊峰高野山の四季」等を出版しております。

橋本明禪副会長プロフィール

高野山大学卒業

岡山県佛教会会長

矢掛町仏教会会長

世界連邦岡山県宗教者の会会長

岡山県文化連盟理事

矢掛町文化協会会長



## バチカン教皇庁諸宗教対話評議会議長 ジャン・ルイ・トーラン枢機卿が来局



ジャン・ルイ・トーラン議長(手前列左から3人目)

8月3日、カトリック枢機卿であるバチカン諸宗教対話評議会のジャン・ルイ・トーラン議長及びアルベルト・ボッダリー・デ・カツテッロ・バチカン教皇庁駐日本大使、アンドリュウ・タンヤーアナン・ヴィサヌ同評議会次長、大塚喜直カトリック京都司教区教区長ら七名が本会を表敬訪問した。本会からは、戸松義晴国際交流審議会副委員長、深澤信善事務総長及び事務総局が応接した。

訪問に際しトーラン議長から、仏教とキリスト教が人々を苦から解き放ち、平和な世界の実現の為に共に努力してきたこと、また、今回の日本訪問が諸宗教との対話及び協力がより推進する契機となるよう期待が述べられた。本会からは昨年の第24回世界仏教徒会議日本大会において、仏教の様々な社会問題解決への貢献がメインテーマにされたことを説明。今後、社会との関わりの中で宗教の果たすべき役割と重要性について活発に意見交換がなされ、今後の交流推進に期待を寄せた。(関連記事5頁)

訪問に際しトーラン議長から、仏教とキリスト教が人々を苦から解き放ち、平和な世界の

## (社)全日本仏教婦人連盟主催 「東儀秀樹チャリティーコンサート」開催



全日本仏教婦人連盟は、宗派を超えた仏教婦人(仏教徒女性)が中心となり、仏教精神を基にした福祉・文化・教育運動を推進している社団法人で、全日本仏教会の加盟団体です。今回のコンサートの収益は、こうした活動資金として活用してまいります。どうぞ、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

月日：平成21年11月30日(月)  
時間：午後4時～6時(会場午後3時半)  
会場：ゆうぼうとホール

(JR 五反田駅より徒歩5分、東急池上線・大崎広小路駅前)

<http://www.u-port.jp/hall/index.php>  
出演：東儀秀樹(箏・笙)・東儀九十九(笙)・東儀雅美(龍笛)

料金：S席6500円 A席6000円  
主催：(社)全日本仏教婦人連盟  
後援：(財)全日本仏教会

お申込・問い合わせ先  
(社)全日本仏教婦人連盟事務局  
TEL&FAX 03-5772-0677  
<http://www.jbwf.jp/>